

「PFOSを含む泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める 省令（案）」に対する意見募集の結果について（お知らせ）



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（案）」に対し、環境省等 6 省は平成 22 年 7 月 20 日付けで意見の募集（パブリックコメント）を実施し、その結果を 9 月 3 日に公表しました。また、当該省令を同日付で公布しました。

1) 主な省令の内容

1. 泡消火薬剤の保管方法について
2. 泡消火薬剤が漏出した場合の措置について
3. 泡消火薬剤の保管数量を記載した帳簿を作成することについて

2) 意見の募集の結果

1件の意見が寄せられました。

意見： 実火災の際は、省令案に対応した措置をとることは難しいと思われる。

見解： 実火災時の使用については、本省令の対象外としている。ただし、誤放出など火災以外の場面での使用は、本省令における漏出とみなす。

3) 省令の公布・施行

平成 22 年 9 月 3 日公布

平成 22 年 10 月 1 日施行

当社では PFOS の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 9 月 3 日付 環境省

クロマト分析箇所 山本倫大